

オープンカウンタ参加者の心得

(利用者登録)

第1条 見積合せ参加資格者が、初めて電子入札システムを利用する場合（電子入札システムに登録済みの事項に変更する場合を含む。）及び新たに電子証明書（電子入札システムの利用に必要なICカード等をいう。以下同じ。）を取得した場合には、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 電子証明書は、高松市に対し入札参加資格審査申請を行い、企業ID及びパスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格者名簿に契約先として登載されている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義のものに限るものとする。

(見積書提出後の辞退)

第2条 見積書の提出後においては、見積りの辞退はできない。ただし、高松市電子入札（物品等）運用基準（平成24年6月1日施行）に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(公正な見積合せの確保)

第3条 見積合せ参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合せ参加資格者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積合せ参加資格者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積合せ参加資格者は、契約の相手方の決定前に、他の見積合せ参加資格者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積合せの停止、中止及び取消し)

第4条 緊急やむを得ない理由により、見積合せを行うことができないと認めるときは、見積合せを停止し、中止し、又は取り消すことがある。

2 システム障害等により、見積合せを行うことができない場合においては、市長の指示に従わなければならない。

(見積書の引換え等の禁止)

第5条 提出した見積書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(参加資格要件を満たすことの誓約)

第6条 見積書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

(見積りの無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 参加資格要件を満たさない者のしたもの

- (2) 同一の見積りについて、2以上の見積書を提出したもの
- (3) 指定日時後に電子入札システムに到達したもの又は高松市電子入札（物品等）運用基準の定めるところにより行った紙による見積書（以下「紙見積書」という。）で指定時刻後に市に到達したもの
- (4) 紙見積書で、第1条第2項に規定する名義以外によるもの
- (5) 見積書の金額、氏名若しくは印影に相当する電磁的記録（紙見積書にあつては、氏名又は印影（押印のない見積書にあつては、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先））又は重要な文字が誤脱し、又は不明なもの
- (6) 電子証明書を取得していない者がした見積り
- (7) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる見積り
- (8) システムの不正利用及び電子証明書等の不正使用により行った見積り
- (9) 見積書の金額を訂正したもの
- (10) 紙見積書に鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
- (11) 見積書に添付すべき書類が欠けている見積り
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの
（立会者の遵守事項）

第8条 見積合せの立会いを行う者（以下「立会者」という。）は、公正な見積合せの執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為その他の公正な見積合せ執行を妨げる行為を行ってはならない。

2 立会者は、見積合せ執行責任者の指示に従って立会いを行うものとし、見積合せ執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

3 見積合せ執行責任者は、立会者が前2項に規定する見積合せ執行を妨げる行為又は見積合せ執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずることができるものとする。

（契約の相手方の決定）

第9条 契約の相手方が決定した場合は、電子入札システムにより、その結果を見積合せ参加者に通知するものとする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積者が2人以上あるときは、別に定める方法による電子くじにより契約の相手方を決定する。

3 契約の相手方として決定された者は、発注者が指定する期限までに、契約監理課に当該見積書の見積金額の内訳等（品名・規格、数量・単位、単価、金額等）の分かる「内訳書」を提出しなければならない。

（請書の提出）

第10条 契約の相手方として決定された者は、指定された案件においては、当該契約について市所定の請書に記名押印し、その都度指定する日までに、契約監理課に提

出しなければならない。

(異議の申立て)

第11条 見積者は、見積書提出後は、この心得その他見積条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。